

天草市有害鳥獣被害防護柵 設置事業について



令和6年4月1日から

●共同で設置する場合

【補助率 3 分の 2 で上限 5 0 万円】（電柵等）

【補助率 2 分の 1 で上限 3 0 万円】（電気柵用防草シート）

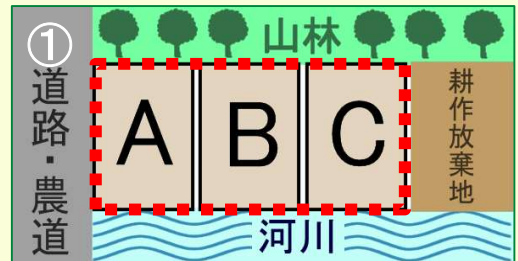
※過年度に共同で電柵を設置した場所に電気柵用防草シートを設置する場合、補助率は 3 分の 1 で上限 30 万円

※電気柵用防草シートとは、電線入りの防草シートです。

- ① 隣接している A・B・C の農地を
2 戸以上の複数で 一体的に囲う場合

※ 2 筆以上の農地が対象です。※防護柵の購入前に事前申請が必要です。

※図の場合でも単独で設置する場合は補助率は 2 分の 1 又は 3 分の 1 になります。



●単独で設置する場合

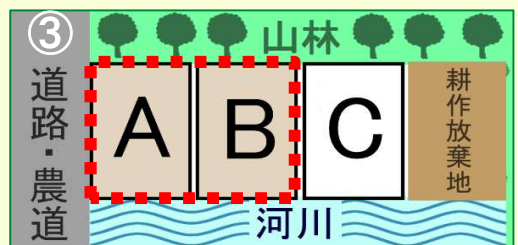
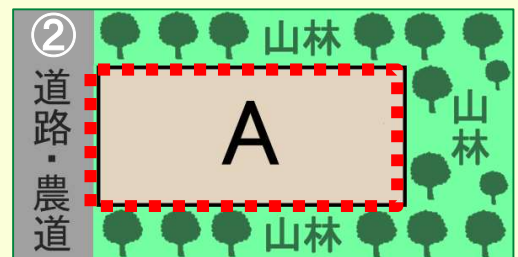
【補助率 2 分の 1 で上限 5 0 万円】（農業収入がある人）

【補助率 3 分の 1 で上限 2 0 万円】（農業収入がない人）

※「農業収入がある人」とは、補助金申請年度の課税対象となる確定申告等において農業収入を申告している人です。

- ② 自分の農地に隣接する農地がない場合

- ③ 隣接する A・B に防護柵を設置するが、C は設置しない場合



◆申請方法につきましては、裏面をご覧ください◆

- 補助対象は天草市に住所（住民票）を有する人が、市内事業者から購入した資材に限ります。
- 補助金の計算は消費税を抜いた金額で行います。
- 農業収入のある人は、**上限額までは何回でも申請できます。**
- 農業収入のない人は、年度内に申請できるのは 1 回だけです。
- 新規設置を伴わないポール、フック、コードなど付属品の購入場合、税込金額が 30,000 円未満は対象外です。**但し、本体、バッテリー、ソーラーなどの機器類は金額に関わらず対象です。

例 15,000 円のバッテリーと 10,000 円のポール → バッテリーのみ対象（15,000 円）

15,000 円のバッテリーと 20,000 円のポール → バッテリーとポール両方が対象（35,000 円）

- 設置完了後 **30 日以内**、又は**完了した日の属する年度の 3 月 10 日のいずれか早い日**までに

申請受付窓口 本庁：農業振興課 牛深支所：産業振興課 その他支所：まちづくり推進課

天草市役所 農業振興課 農村環境係 電話：23-1111（内線1246） 直通：32-6792

防護柵補助金の申請方法について

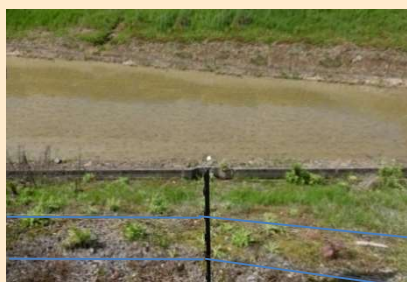
単独で設置する場合は、申請時に**写真**が必要です

- ① 電気柵の場合 **本体の写真**と、**電気柵の設置してある農地の写真**の計2枚



電気柵

- ② 防護柵の部品のみ、またはワイヤーメッシュやトタンなど電気柵以外の防護柵の場合
申請する**部品**や、**防護柵が設置してある農地の写真**を異なる方向から1枚ずつ（計2枚）



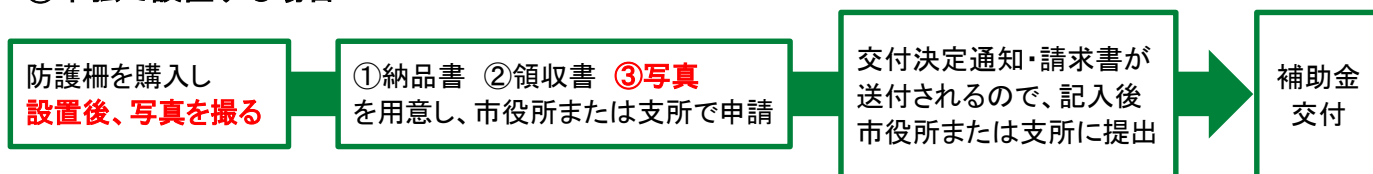
防護柵部品(ポール・フック等)



ワイヤーメッシュ等

防護柵補助金申請の流れ

①単独で設置する場合



②共同で設置する場合

